久喜市議会 令和6年6月定例会議追加議案 (令和6年7月5日上程)

議 案 目 録

議案第13号	久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求める	
	ことについて	1
議案第14号	久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求める	
	ことについて	2
報告第15号	専決処分の報告について(器物破損事故による	
	損害賠償の額を定めること)	3
報告第16号	専決処分の報告について(器物破損事故による	
	損害賠償の額を定めること)	5

議案第13号

久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

久喜市人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所 久喜市西大輪4丁目19番地15

氏名 集須成子

生年月日 昭和26年5月24日

令和6年7月5日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市人権擁護委員耒須成子の任期が令和6年9月30日で満了となるため、後任 を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項 の規定により、この案を提出するものであります。

議案第14号

久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

久喜市人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所 久喜市菖蒲町菖蒲379番地の2

氏 名 関 根 雅 晴

生年月日 昭和50年5月28日

令和6年7月5日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市人権擁護委員鈴木実が令和6年2月8日をもって退任したため、後任を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第15号

専決処分の報告について (器物破損事故による損害賠償の額を定めること)

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年7月5日提出

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治 法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 172,866円
- 2 相 手 方 000000000

0 0 0 0

3 事故の概要

令和6年5月19日午前11時12分頃、久喜市菖蒲町菖蒲地内の量販店駐車場において、職員が公用車を後退させたところ、後方に待機していた乗用車と接触し破損させた。

令和6年6月6日

報告第16号

専決処分の報告について (器物破損事故による損害賠償の額を定めること)

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年7月5日提出

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治 法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 162,976円
- 2 相 手 方 000000000

0 0 0 0

3 事故の概要

令和6年5月23日午後2時00分頃、久喜市栗橋中央地内の駐車場において、 職員が車道から侵入してきた乗用車を避けるため公用車を後退させたとこ ろ、後方に駐車していた乗用車と接触し破損させた。

令和6年6月21日